



全ト協発第432号(企)
令和4年12月2日

都道府県トラック協会
会長殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本一克



下請取引の適正化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省及び公正取引委員会では、下請代金支払遅延等防止法（下請法）に基づく違反行為への厳正な対処を行うとともに、下請法の普及啓発を図っているところですが、このたび別添の「下請取引の適正化について（令和4年11月25日付 20221025 中第3号・公取企第253号）」のとおり下請法の遵守や取引条件の改善について、関係事業者団体に対する周知の要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、下請取引の適正化について周知を図っていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【参考 URL】

- ・下請取引の適正化について（公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/nov/221125.html>



20221025中第3号
公取企第253号
令和4年11月25日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣
(公印省略)

公正取引委員会委員長
(公印省略)

下請取引の適正化について

昨今のウクライナ情勢や円安等の影響により、エネルギー価格や原材料費が昨年にも増して高騰しています。この状況が長期化する中、総じて外的要因の影響を受けやすい立場にある中小企業・小規模事業者には大きな影響が出ております。

さらに、これから年末にかけて資金需要が高まる中、下請事業者の資金繰り等は一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにする必要です。

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）に違反する行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに、下請法の普及啓発を行っております。

また、政府は、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、中小企業等の賃上げの環境整備として「中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現」を掲げ、価格転嫁と取引適正化に取り組んでおります。

<適正な価格転嫁の実現に向けた取組>

令和3年12月27日に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）を踏まえ、公正取引委員会は、令和4年3月30日、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととし、以下の具体的な取組を実施しています。

- 令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正し、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取り扱う取引に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化。
- 令和4年1月26日、下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置。
- 令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対し、指導を行う際に、取締役会決議を経た上で改善報告書の提出を求めていくことを公表。
- 令和4年5月31日、下請法上の重点立入業種として4業種（道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業）を選定。
- 令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる業種として、法遵守状況の自主点検の対象となる19業種を選定し、19業種に該当する事業者団体に対し、傘

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかつた場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
　　例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）
　　(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)
　　例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を適用すること。
 - 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。（下請法第4条第1項第4号）

(11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更（納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。）を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第4条第2項第4号）